

五監公告第 17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成28年10月31日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

企画政策課

3. 監査の範囲

平成28年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成28年9月29日～平成28年10月25日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

特に指摘事項はなし。

(2) 所見

- ① 財政の健全化を進めながら、充実した公共サービスの実現のため策定された「第2次五泉市行財政改革大綱・五泉市行財政改革実行プログラム」（期間：平成24年度～28年度）は、今年度で計画の最終年度となる。総合計画「後期基本計画」の策定や給与水準の見直し等計画的に実施し、一定の成果が見られた取り組みがある一方、一部事務組合における民間的経営手法の導入や事務部門の統合等未実施となっている取り組みもある。
今後、人口減少や交付税の削減等、一層厳しい財政状況が想定される。今年度は、平成29年度からの次期第3次五泉市行財政改革大綱が策定され、新たなプログラムに移行されるが、行財政改革の更なる推進を望むものである。
- ② 地域公共交通活性化・再生総合事業について、ふれあいバス及びさくら号の運行も定着し、通勤・通学者や高齢者等市民の重要な交通手段となっている。利用者の意見・要望等を踏まえながら、安全で信頼される交通網の整備に努められたい。
- ③ ふるさと応援寄附金事業については、市内特産品の知名度向上、販路拡大に寄与し、かつ財源の確保に有効な取り組みである。今後も収支の均衡を図り、継続した事業運営に努められたい。